

平成29年度 事業計画書

基本方針(案)

国内経済は緩やかな回復基調にあり、一部では雇用・所得環境の改善がみられ、山形県内の有効求人倍率も比較的高い水準で推移しています。

安倍政権は一億総活躍社会の実現に向け、多様な働き方を可能にする改革を推進することとしており、その実現と国民生活への浸透に向けた場面では、労務管理等に精通した社会保険労務士がより積極的に関与していかなければなりません。

医療勤務環境改善や非正規雇用労働者の待遇改善事業、病気治療と仕事の両立支援など、行政の各分野との連携も強化しながら事業展開を図ってまいります。

開始から14年目を迎え、延受講者数が一万五千人を超えた「公開講話」、年々相談件数が増加している「年金・労働問題無料相談会」は、社会貢献活動として継続して実施致します。社労士会労働紛争解決センターにおけるあっせんについても、一層の利用促進を図ります。

また、昨年度地方自治体への要望書の提出などを進めてきた「労働条件審査事業」については、関係機関への働きかけをより一層進めつつ、審査員の養成研修の充実等により、定着へ向けて取り組んでまいります。

さらに、社会のニーズに柔軟に対応出来る社会保険労務士としての資質の向上を重視し、研修活動を充実してまいります。

平成30年度の社会保険労務士法制定50周年記念事業の準備を通じて、社会保険労務士制度の一層の周知広報活動に取り組んでまいります。社会保険労務士法が制定された当時とは、社会保険労務士を取り巻く環境や、求められる社会保険労務士像も変化してきました。長く培われてきた歴史を振り返りつつ新たな将来を見据えて事業を展開してまいります。

1. 総務関係事業計画

<重点施策>

- (1) 会・支部の運営体制強化及び活性化
- (2) 社会的責任
- (3) 職業倫理
- (4) その他

2. 業務関係事業計画

<重点施策>

- (1) 資質向上
 - ① 分野別研修
 - ② 基礎研修
 - ③ 倫理研修
 - ④ その他

3. 広報関係事業計画

<重点施策>

- (1) 充実・促進活動
 - ① インターネットを活用した一般広報活動
 - ② 社労士推進月間における社労士の積極的な周知活動
 - ③ 会員に対する情報提供
 - ④ マスコミ・労使関係団体等への制度に関する情報提供
 - ⑤ その他

4. 社会保険労務士法制定50周年記念事業に関する事業計画

<重点施策>

- (1) 記念事業の実施に向けての準備

平成29年度 総務関係事業計画

重点施策	実施項目	実施時期
1. 会・支部の運営体制強化及び活性化	<p>会及び支部体制の充実強化を図る。</p> <p>(1) 会の体質強化及び活性化</p> <p>①総合労働相談室（第2・4土曜日無料相談）の相談体制強化（庄内会場での設置の検討）</p> <p>②社労士会労働紛争解決センターとの連携強化</p> <p>(2) 支部活動の活性化</p> <p>①原則支部例会等の開催数を年6回以上とする。</p> <p>②支部活動の助成</p> <p>③支部主催の研修会の総合案内</p>	
2. 社会的責任	<p>社会保険労務士業務に関し、関係機関との相互連携が図られるよう取り組むとともに、公開講話事業の実施や労働条件審査の有用性の周知等においては県・関係団体等への協力要請や周知活動に、継続して取り組んでいく。</p> <p>(1) 関係機関との協力、連携強化</p> <p>①労働局、けんぽ協会、年金事務所等関係機関との事務連絡会の実施</p> <p>(2) 公開講話</p> <p>①公的教育機関等での「労働法及び社会保険制度」の公開講話実施</p> <p>②講師のスキルアップ研修と講義の視察</p> <p>(3) 労働条件審査</p> <p>①他県会の取り組み等の情報収集</p> <p>②自治体への導入提案</p>	
3. 職業倫理	<p>社会保険労務士としての職業倫理を常に持ち、職責を果たす。</p> <p>(1) 法令遵守の徹底</p> <p>①各種助成金等の不正受給の防止徹底</p> <p>②適正な情報発信の徹底</p> <p>(2) 非社労士・ニセ社労士・非登録者等による業務侵犯の排除</p> <p>(3) 交通災害等の防止・啓発</p> <p>①飲酒運転の撲滅を呼びかける。</p>	
4. その他	<p>(1) 社会保険労務士賠償責任保険等の加入促進</p> <p>(2) 中退共・小規模企業共済等の加入促進</p> <p>(3) 福利厚生に関する事業</p> <p>(4) 電子申請に関する事業</p> <p>①社会保険労務士の職域を確保するため、個別に指導者を派遣するなど利用拡大・促進を図る。</p> <p>(5) 50周年記念事業準備委員会への協力</p>	

平成29年度 業務関係事業計画

重点施策	実施項目	実施時期
1. 資質向上	<p>専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を実施する。</p> <p>(1) 分野別研修</p> <p>①諸法令・労務管理研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正を見極めて必要な研修会を実施する。 ・労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項についての相談指導等の業務を行うにあたって必要な知識の習得及び向上を図る。 <p>②ADR研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労使トラブル等を中心に個別労働関係紛争に関する知識の習得及び向上を図る。 ・社労士会労働紛争解決センターが取り扱うことができる案件の確認。 <p>(2) 基礎研修</p> <p>新規入会者・開業準備者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規入会した者が、社会保険労務士として必要な基礎知識を習得するための研修 ・開業間もない者及び開業予定者が開業に必要なノウハウ、手法を習得するための研修 <p>(3) 倫理研修</p> <p>法律専門家としての職業倫理の遵守かつ徹底を図るための研修</p> <p>(4) その他研修</p> <p>地協主催 南部3県労務管理研修担当</p> <p>地協主催 3号業務研修担当</p>	<p>2月 中旬</p> <p>3月 2日</p> <p>9月 下旬</p> <p>11月 月上旬</p>

